



平成11年4月1日から 介護休業制度が義務化 されました!

「ファミリー・フレンドリー」企業の普及を進めましょう

すべての事業所の男女労働者は、

- 1 介護休業及び介護のための勤務時間の短縮等の措置を利用することができます。
- 2 育児休業及び育児のための勤務時間の短縮等の措置も利用することができます。
- 3 育児や家族の介護を行う一定範囲の労働者は深夜業の制限を請求することができます。

第5回
仕事と家庭を考える月間
(平成11年10月1日～31日)

労働省

財団法人21世紀職業財団